

～FP実務講座より～

「成年後見制度の現状と課題」

平成17年6月25日（土）午後1時15分～4時15分

社団法人成年後見センター・リーガルサポート愛知支部

元統括副支部長 司法書士 花宮 賢二

～花宮 賢二先生 プロフィール～

簡裁訴訟代理関係業務能力認定司法書士、土地家屋調査士・行政書士・測量士

宅地建物取引主任者、ファイナンシャル・プランニング技能士（2級）

愛知県司法書士会 元理事（成年後見委員会担当）

社団法人成年後見センター・リーガルサポート愛知支部 会員（元統括副支部長）

愛知県土地家屋調査士会、筆界鑑定管理委員会副委員長

CRC（企業再建協議会）会員（愛知県推進局所属）

～略歴～

昭和35年8月 生まれ

昭和58年4月 通商産業省名古屋通商産業局入省
（現・経済産業省中部通商産業局）

平成4年 4月 名古屋市中区所在の30人規模の司法書士・土地家屋調査士・
行政書士の合同事務所に入所

平成5年12月 花宮登記測量事務所開設

平成5年12月 土地家屋調査士登録（愛知県土地家屋調査士会所属）

平成5年12月 司法書士登録（愛知県司法書士会所属）

平成6年 2月 行政書士登録（愛知県行政書士会所属）

平成13年8月 ファイナンシャルプランナー（AFP）登録（日本FP協会）

平成15年1月 2級ファイナンシャル・プランニング技能士

平成15年2月 測量士登録

平成16年3月 簡裁訴訟代理関係業務能力認定司法書士（第208070号）

平成16年5月 愛知県土地家屋調査士会 会長表彰

1. 成年後見制度の概況

最高裁判所事務総局家庭局

成年後見関係事件の概要 ～平成16年4月から平成17年3月～
(前述資料参照)

2. 活動状況～リーガルサポートあいち～

各年度の受託事件数及びその内容

(1) 各年度の受託事件数及びその内容

(リーガルサポート本部通常総会資料から引用)

	13年度	14年度	15年度	16年度
契約の締結				
1. 任意後見契約	3	0	6	7
2. 任意代理契約 受任者	4	1	1	2
任意代理契約 監督者	3	0	0	1
申立て				
1. 後見開始の審判	31	17	31	29
2. 保佐開始の審判	2	3	6	8
3. 補助開始の審判	2	2	3	2
4. 任意後見監督人の選任	0	2	0	1
成年後見人等の就任				
1. 成年後見人	3	11	10	17
2. 保佐人	0	1	0	4
3. 補助人	0	0	0	0
4. 任意後見監督人	2	0	1	0
5. 成年後見監督人	0	2	2	0
特別代理人	0	0	1	1
合計	50	39	61	72

12年度は、法改正後間もないことから、受託件数は7件と低調であったが、13年度に入って、顕著な伸びを示した。特に後見開始の審判の申立てが前年比10倍となり、成年後見人、任意後見監督人の就任も計上された。14年度以降名古屋家庭裁判所等からの候補者推薦依頼による成年後見人等の就任事例が増加した。

(2) 愛知支部社員及び後見人候補者等名簿登載者数の推移

(愛知支部総会資料から引用)

	愛知支部社員総 数	後見人候補者 名簿登載者数	後見監督 人 候補者名 簿 登載者数
H12.04.01 現在	1 4 5 (H12.05.20 現 在)	5 1	4 8
H13.04.01 現在	1 4 0 (H14.03.31 現 在)	6 0	5 6
H14.04.01 現在	1 4 0 (H14.03.31 現 在)	5 1	5 0
H15.04.01 現在	1 4 1 (H15.03.31 現 在)	5 1	5 0
H16.04.01 現在	1 4 1 (H16.03.31 現 在)	5 3	5 3
H17.04.01 現在	1 4 6 (H17.03.31 現 在)	6 7	6 6

支部社員総数は、12年5月20日当時145名であったが、17年3月31日現在で146名と微減となった。後見人候補者名簿登載者数及び後見監督人候補者名簿登載者数ともに一時は増加したものの、その後は伸び悩みの状況となっていたが、17年3月31日現在においては前年比10数名の増加となった。

3. 継続事件の内容

個別事件の紹介

① 法人、全国組織としてのメリットを生かした事例

東京都在住の成年被後見人Aさんについて、成年後見人から辞任許可申立てがなされ、後任者にリーガルサポートが法人として就任した。A

さんには名古屋家裁でAさんを共同相続人の一人とする遺産分割調停事件が係属している。Aさんの後見事務については、東京支部で取り扱うが、その遺産分割調停事件において本人に代わり行うべき事務を愛知支部で取り扱うこととなった。

その後、遺産分割調停事件は調停不成立を理由に、事件が終了して審判手続きに移行し、法人成年後見人たるリーガルサポートの代表者理事がAさんの法定代理人として他の共同相続人とともに審判を受けた。

② 法定後見人に法人として就任した事例

名古屋市内の自宅で夫と二人で暮らしながら療養生活を送っているBさん(77歳)。20年ほど前に脳梗塞を患い、現在はほぼ寝たきりの状態。

名古屋市社協からの連絡によりBさん夫婦と面談したところ、Bさんは痴呆の症状が進んで物忘れがひどい状況であり、Bさんの夫も病気がちで健康に不安がある。今後病状の悪化に伴い、財産管理、身上看護に支障をきたすおそれが出てきた。なお、Bさんには養女がいるが、過去に金銭関係でトラブルがあり面倒をみてもらうことは期待できない。

Bさんの夫は、このような状況を踏まえて愛知支部の支援を受けながらBさんの身上看護及び財産管理を続けることとし、法人たるリーガルサポートにBさんの後見人として就任を依頼した。

その後、家裁から法人後見人に選任され、愛知支部の社員2名が担当社員として後見事務にあたっている。

③ 任意後見監督人に法人として就任した事例

- ・任意後見人が2名でそのうち1名が社員以外

判断能力の低下が既に始まっているCさん。夫はすでに亡くなっており名古屋市郊外の自宅で一人暮らしをしていたが、日常生活が不安となってきたため、名古屋市内に住む亡き夫の親族のDさん夫婦に生活面の支援をしてもらうこととなった。

Cさんは亡き夫から相続した多額の財産があるが、Cさん自ら財産の管理をすることは困難な状況であった。Dさん夫婦は愛知支部を訪れ、相談の結果、本人の意向を生かすことができる任意後見を採用することとし、法律的事務を愛知支部社員が、日常の金銭管理及び身上看護をDさんが担当する複数の任意後見契約を締結する事となった。

その後、Cさんの判断能力が急速に低下し、法人たるリーガルサポートが2名の任意後見人の任意後見監督人として各別に選任された。

その後愛知支部の社員2名を担当社員として選任し、後見監督事務にあたっている。

- ④ 任意財産管理契約に於ける受任者および監督人に社員が就任した事例
名古屋市郊外の自宅で長年一人暮らしをしていたEさん（84歳）。東海豪雨で被災したため、民間の老人福祉施設に入所。Eさんの判断能力に問題はないものの、将来判断能力が減退したときに備えて、信頼を寄せている当社員に財産管理を依頼する事となった。
財産管理等任意代理においては、家庭裁判所の関与がないため 契約締結にあたっては監督人（愛知支部社員）を選任して財産管理事務の適正に資することとした。

4. 運用上の問題点

(1) 法定後見

- ① 後見人等報酬付与の審判
- ・ 報酬付与の審判の申立てが1年に1度（短縮しても半年に1度）程度であり、一定期間の事務の終了後、報酬の受領までにかかりの日数を要する。また、同じ事務量であっても報酬の原資が本人の財産であり、その多簿により報酬額が異なる。このことが新入社員の参入障壁の一つとなっていると推定される。
 - ・ 本部の実施したアンケートによれば、事務に要した時間と比較すると報酬額が少なく、特に、事務開始時の財産調査・管理者からの財産引継ぎ・金融機関への届出等に関する手続に対する考慮がほとんどないとの意見や、見守り・身上監護に対する評価が少ないなどの意見が多いようである。
- ② 被後見人と後見人との利益相反事例に於ける家裁手続の円滑化
- i 後見人選任審判の申立て
 - ii 特別代理人選任の申立て
 - iii 被後見人の居住用財産処分許可の申立て
- 上記3件の手続きを順次行くと、6ヶ月を越えることが十分予想され、迅速性に欠け、取引経済上改善が求められている。
なお、一部の家裁では被後見人の居住用財産処分の許可申立ては特別代理人選任申立てと同時進行が可能との見解を得ている。
- ③ 対応が遅れる市区町村長による申立て
- ・ 利用しづらい成年後見制度利用支援事業（厚生労働省）
成年後見法の立法過程において4親等内の親族がいない場合や、親族がいてもその協力が得られない場合に対応するため、既存の3つの特別法において市区町村長が申請できる旨の規定が設けられている。
本部の実施した全国市町村アンケート調査によると、回答のあつ

た910市区町村において、各質問に対する回答で最多のものを列記すると、下記のとおりであり制度の趣旨や運用の方法が理解されていない現状が伺える。

- i 市区町村長による後見開始等審判の申し立てについて
全く準備していない 545
- ii 全く準備していない理由として
案件が出てきた段階で準備する予定 300
- iii 申し立ての状況
案件がない 553
- iv 申立要綱等の作成の有無
作成していない 724
- v 成年後見制度利用支援事業にかかる経費助成について
制度化する予定がない 541
- vi 同支援事業の成年後見人報酬等支援費の助成
制度化する予定がない 584

なお、最高裁判所事務総局家庭局作成の「成年後見関係事件の概要～平成16年4月から平成17年3月～」によれば、市区町村長による後見開始等審判の申立件数は509件となり、当初と比較して一定の伸びを示しているものの、全申立件数のわずか3%にとどまっているのが現状である。

しかし、最近全国で認知症の高齢者などが、相次いで悪質住宅リフォーム被害を受けているため、政府は緊急保護対応策を検討している。緊急対策は、配偶者など近い親族がいない人の後見人選定を市町村長が申し立てる際、これまで4親等以内の親族がいないとの確認が必要であったが、成年後見制度を改正して、「2親等以内の親族がいなければ申立が可能とする」としており、今後申立件数の増加が期待される。

(2) 任意後見

- ① 任意後見契約における任意後見人及び任意後見監督人の報酬額の定め方（リーガルサポートの事務取扱い標準報酬、司法書士報酬基準廃止に伴う今後の運用について）

平成15年1月1日に司法書士報酬基準が廃止されたが、この基準を引用しているリーガルサポートの「事務取扱い標準報酬規則」も規制緩和の流れを鑑み、平成15年6月14日の第4回通常総会で廃止された。

今後、依頼者と各社員が、任意後見契約の中で個別に報酬額を定めていくこととなるが、社員間において相当の価格差が生じ、混乱が予想される。

② 任意後見監督人の同意を要する旨の特約目録の適切な記載方法

・ 次の事項が記載されていた場合の金融機関の対応事例

金30万円以上の債務負担行為又は支出

毎月1日から末日まで1ヶ月を通算して合計金50万円以上の債務負担行為又は支出

ある金融機関では、任意後見人がその支店の窓口で20万円の出金をしようとしたら、他の金融機関からの出金も含め「毎月1日から末日まで1か月を通して合計50万円以上の支出」に該当しないことを確認することは不可能であり、確認できない以上任意後見監督人の同意がないと出金を受け付けないという見解を示した。

さらに、同意書を添付した出金であっても代理権の確認、印影照合等に手間取るため、出金は月1回程度に限定してほしいとのことであり、通常の預金約款では対応できないとも言われた。

また、任意後見人がペイオフ対策等で本人の預金を分散するため複数の金融機関に預け換えをする行為が上記「支出」に該当し、任意後見監督人の同意が必要となることが懸念される。

5. 今後の課題

(1) 司法書士に対する第三者成年後見人就任の要請への対応

最高裁判所事務総局家庭局のまとめた「成年後見関係事件の概要」(平成16年4月から平成17年3月)によれば、成年後見人等(成年後見人、保佐人及び補助人)と本人との関係をみると、子、兄弟姉妹、配偶者、親、その他の親族が成年後見人等に選任されたものが、全体の約80%(前年は約83%)を占めているが、その割合は年々減少傾向にあり、親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものは全体の約20%(前年は約17%)と年々増加傾向にあると報告している。

親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものの構成割合は、弁護士が36%(前年は39%)、司法書士が41%(前年は41%)、社会福祉士が14%(前年は13%)であり、その内訳として、弁護士が1060件(前年は952件)で対前年比で11%の増加、これに対して司法書士等は1729件(前年1390件)で対前年比で約24%の増加となっている。

司法書士等のうち、司法書士は1179件で全体の約8.1%、社会福祉士は415件で全体の約2.8%である。また、法人が成年後見人等に選任されたものは98件((前年は71件)で、対前年比で約38%の増加となっている。

愛知支部としては、銀行との協定書に基づく成年後見に関する相談業務・社員紹介業務や今後、増加が予想される家庭裁判所等からの成

年後見人等の推薦依頼に対応するため、成年後見人等候補者名簿登載者を養成することが急務となっている。

(2) 親族成年後見人への支援体制の強化

最高裁判所によれば、親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものは全体の約20%（前年度は約17%）と年々増加傾向にあると報告されているが、依然として80%は、親族による成年後見人である。

家庭裁判所では、親族成年後見人への対応として、成年後見センター等専門の受付窓口を設置し、手引き書等を作成して事務処理の迅速化を進めているが、バックアップ体制としては必ずしも十分でない。

愛知支部としては、所属社員を第三者成年後見人候補者として養成しているところであるが、その養成には研修等に時間がかかり、人員確保がなかなか進んでいない。

こうした状況下で、今後の取り組みとして、就任した親族成年後見人が円滑に成年後見事務を遂行できるよう専門家としてバックアップする形式の支援体制を強化する予定である。

(3) 他の制度・団体との連携

① 地域福祉権利擁護事業

愛知県内の基幹的社会福祉協議会（名古屋市社会福祉協議会・AJU自立の家を含む）では、在宅で生活する痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない方を対象に福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス及び書類等の預かりサービスを実施している。利用者に契約を締結できるだけの判断能力が残っていることが条件であるが、その利用料金は、非常に低廉である。また、利用者が判断能力を欠いている状況にある場合には、成年後見人等が契約を締結してサービスを利用することも可能である。

② NPO法人等他の民間団体との連携

病院や老人福祉施設などの入所や公営・民間賃貸住宅への入居をする場合、身元引受人を要求されることが多い。

本部の立場は、債務の保証的な部分、連帯保証的な部分に関しては、本人との間で将来の利益相反関係を内在しているため、社員たる後見人がそもそも身元引受人を引き受けることを問題視している。低廉な価格で身元保証を引受けるNPO法人があるので、成年後見事務においては、こうした団体の活用も視野に入れておくことも有用である。